

○八峰町表彰規則

平成18年3月27日

規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって町政の振興に寄与し、又は町民の模範と認められる行為があったものを表彰し、もって町の自治の振興を促進することを目的とする。

(表彰の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当するもので、町長が適当と認めたものを表彰する。

- (1) 町長として8年以上その職にあった者
- (2) 町議会議員として12年以上その職にあった者
- (3) 副町長又は教育長として12年以上その職にあって功労あると認められる者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員として12年以上その職にあって功労あると認められる者
- (5) 八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年八峰町条例第37号）別表第1に規定する委員（ただし、前号に該当する者を除く。）として15年以上その職にあって功労のあった者
- (6) 自治会の役員として15年以上その職にあって功労のあった者
- (7) 公益のため町に多額の金品等を寄附したもの
- (8) 自己の危険を顧みず人命を救助し、又は災害の防止に努めたもの
- (9) 教育、文化、産業、社会福祉、保健衛生、ボランティア活動等に尽力し、功績のあったもの
- (10) その他表彰することを適当と認められる功績のあったもの

(表彰者の決定)

第3条 町長は、表彰者の決定に当たり、その都度選考委員会を設置し、意見を求めてこれを決定する。

(在職年数の計算)

第4条 被表彰者の在職年数は、次の各号により計算する。

- (1) 1カ月に満たない端数は1カ月とする。
- (2) 在職年数の中断した者は合算する。

- (3) この規則の公布日に在職中の者は、合併旧町における同一の職に在職した年数を通算する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、次の方法によりこれを行う。

- (1) 表彰状又は感謝状及び褒賞金又は記念品授与
- (2) 褒賞金又は記念品については、表彰の事績に従いその都度これを定める。

(表彰期日)

第6条 第2条第1号から第7号及び第10号の規定に該当する者の表彰は、毎年3月27日を定期とし、必要に応じ他の期日に行うことができる。

2 第2条第9号の規定に該当するものの表彰は、町が行う記念式典又は記念行事において行うこととする。

3 第2条第8号の規定に該当するものの表彰は、随時に行うことができることとする。

(再表彰)

第7条 既に表彰したものでその功績著しいときは、再びこれを表彰することができる。

(被表彰者が死亡した時の措置)

第8条 この規則に該当するもので、表彰前に死亡した者については、死亡後であってもこれを表彰することができる。

2 前項の表彰物件は、これを遺族に贈与する。

3 表彰を受けた者又は表彰を受けるべき者が死亡したときは、弔詞を贈る。

(被表彰者の礼遇措置)

第9条 第2条第1号及び第2号による表彰者は、町の儀式、行事に前職待遇により参列させることができる。

(表彰取消し)

第10条 表彰を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰者台帳の登録を取消すことができる。

- (1) 破産者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (3) 租税滞納処分を受けた者

(表彰台帳)

第11条 町長は、別記様式により表彰台帳を作成する。

(その他)

第12条 この規則の規定により難い事由が生じたときは、町長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定に該当する被表彰者の在職年数は、合併前の八森町又は峰浜村における在職期間を通算する。
- 3 令和2年3月31日において第2条第5号の規定に該当する被表彰者が、令和2年4月1日以降に同号と同等の職に任用等される場合、当該職の在職期間は、同号の規定に該当する被表彰者の在職期間とみなす。

附 則（平成19年3月28日規則第1号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の助役の在職期間は、副町長として在職していたものとみなして、副町長の在職年数を計算するものとする。

附 則（平成19年10月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第16号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月17日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月13日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月6日規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中八峰町農業委員会の委員の任命等に関する規則第2条第3号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は

無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

別記様式(第 11 条関係)

表彰台帳

[illegible]

別記様式（第11条関係）